



内閣府所管
公益社団法人

知財経営協会 (SIR)

(The **S**ociety of **I**ntellectual **R**evolution)

知財を利益・ブランド・誇りに直結させる協会

出願によらない知財の保護・活用

公正・健全・共存共栄社会の実現

- * 無形資産マネジメント研究等を通じて、知財パラダイムシフト先導
- * 世界初知財(IP)コードを商品等に付与し、知財ブランド創造・活用



令和6年度（2024年）秋季知財経営研究会ご案内
～最高を目指す：知財パラダイムシフト2024秋～

下記の通り公開定例研究会を実施します。奮ってご参加ください。

開催日時：2024年10月24日（木）13～15時

開催方式：リアル（協会事務所：12名） & バーチャル（Skype）
Skype URL <https://join.skype.com/qeeHfL1Dvcbc>

申し込み：協会HPお問い合わせ欄から10月22日（火）迄に
メールで申し込み（参加者代表と参加人数）、
だれでも申し込み可能（無料公開講座）、但し
上記協会所定の申し込みによらない参加は認めない

議題：

議題1 『知財の収益化（知財ブランドモデル）』 理事長説明と討議

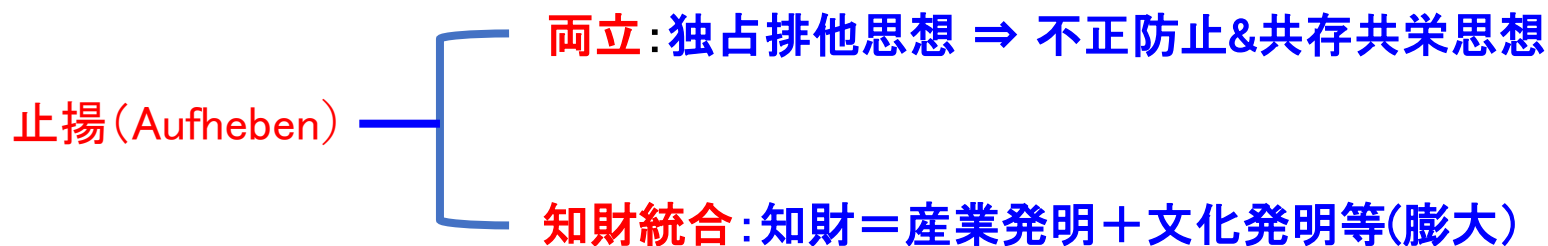
議題2 『研究不正と詐欺特許』 理事長説明と討議

* 添付資料参照（議題は各1時間）

我々の目指す姿 (Vision & Mission of SIR)

◎2035年プラン(アクション35): SIR知財登録ブランド(IPコード)確立

◎2050年プラン(アクション50): 知財統合(産業発明+文化発明)



進歩(volution) ⇒ 進化(evolution) ⇒ 革命(Revolution, Paradigm shift)

知財登録(IPコード) + 知財バンク(IPB) + 知財サーチ(IPS) サービス
 世界初マルチメディア保護 知財預かりサービス 知財(IP)コード追跡サービス



知財AIの開発・実装と実用化

知財パラダイムシフト10年プラン(アクション35)

◎ SIRプラットフォーム(知財インテリジェンス)の構築

1. 知財(IP)コードの認知度向上と知財ブランドモデル(知財利益)の推進
 - 知財(IP)コード表記による知財利益の倍増とブランド形成の実証研究
知財利益(全体の50%以上) + 世界中にライセンス契約(コカ・コーラ)
 - 知財預かり、ニセモノ対策等の知財サービス拡充(2025年試行予定)
 - 国民の知財意識、無形資産活用並びに公正健全精神の啓発
2. 知財AIの開発と実用化研究
 - 知財登録品質向上(AI審査官)と侵害及びライセンス先の発見等
 - 有力パートナーの選定と協業体制構築
3. 文化発明を含む知財統合と全世界展開への準備
 - 知財(IP)コードのデファクト化(産業財産権や著作権を含めた知財統合)
 - 世界展開への戦略的準備、国家知財統合省庁『**知財省創設**』提唱
4. 海外を含む知財保護刑事アクション事例づくり(刑事を民事に優先)
 - 刑事措置の初事例を創る(詐欺特許等)

今後の経営(マネジメント)の原理原則

1. 有形から無形へシフト: 無形資産が価値を持つ知識社会
2. 倫理と規則(ルール)に基づく運営: 健全・公平性の確保
3. 科学的PDCA & ROI: 自主責任・学習進化する経営へ脱皮

◎ **ざる法や行政の不作**が生む社会劣化をいかに防ぐか！
公正健全社会に向けての**公益通報**の実効性の改善。

- 検察: 不起訴処分は検事の個人的判断、有罪率99.9%？
和解すれば罪に問わないのであれば犯罪者なし？
- 裁判: 中村修二404特許裁判の相当対価600億円？
裁判書類等公文書廃棄(DX、デジタル保存しない)？
- 森友事件: 公務員の公文書改ざんは無罪か？
- 紅麴事件: 機能性表示についての消費者庁対応？

議題1 知財活用(出口戦略としての知財収益化)

◎知財は儲けの手段だが、負債になっている

- ・知財経営の考え方(知財情報誌創40号論文参照)
- ・出口戦略のない知財は負債(不良債権)

◎知財ブランドモデルによる知財収益化と目標

利益 = 知財利益 + 非知財利益、知財収益 = 知財利益 + 知財売却益等

知財利益 = 自社商品の独占的利益 + 他社へのライセンス利益(膨大)

○5年後の知財収益: X億円以上

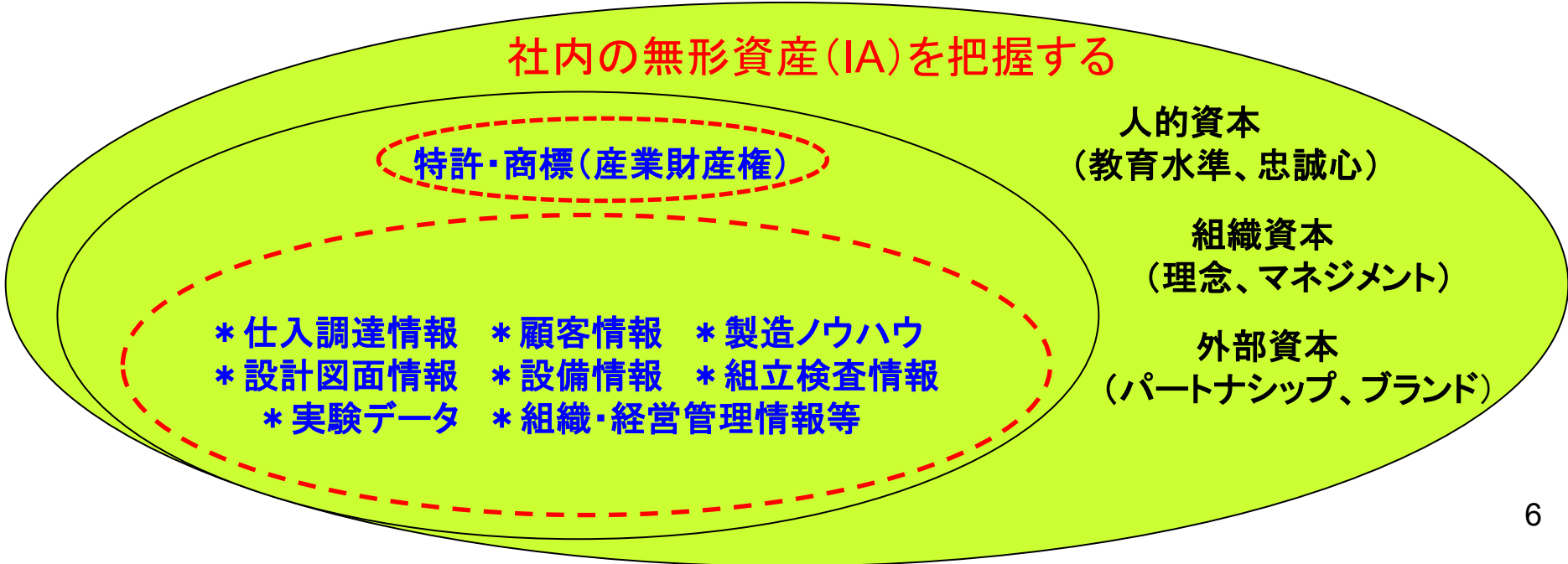
○10年後の知財収益: 総収益の50%以上(知財ブランド達成)

討 議

事業価値は無形資産により決まる⇒無形資産の把握

無形資産マネジメント指標＝PBR(株価純資産倍率)
 $PBR = \text{株価} \div \text{純資産}$ PBR=1は無形資産0の解散企業

B/S 表記	有形資産	負債	株価
		純資産	
B/S 非表記	無形資産	知的資本	
Hidden Values			



無形資産 (IA) を知財 (IP) にして法的保護を受ける

商品に関連するすべての社外秘情報 (無形資産: IA) を知財 (IP) にする
 裁判証拠等として有利になるように**第三者機関 (SIR)** に登録する意義



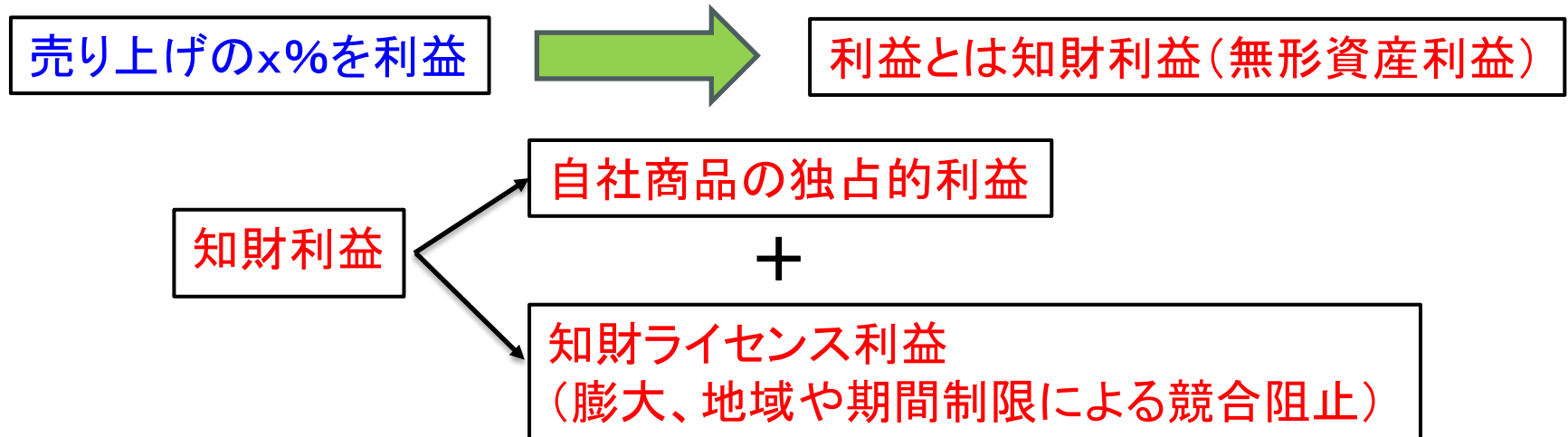
協会(SIR)登録知財 VS 特許庁出願(産業財産権)

	知財登録(SIR)	特許庁出願
保護対象情報	文書、図面、写真、 音声、動画等全て	文書、図面、写真 対象に制約がある
保護地域	非属地権： WTO加盟国(164カ国)	属地権： 出願登録になった国 これ以外は保護なし
保護期間	無期限 (先使用权担保)	有期限： 特許は出願から20年
保護費用	数千円／件・年 (桁違いに安価)	数万円／件・年 別途出願登録費必要
総合評価	◎	× ~ △

知財の収益化(知財利益)

利益 = 売上一費用(外部(仕入等) + 内部(営業管理等))

利益 = (従来の)非知財利益 + 知財利益

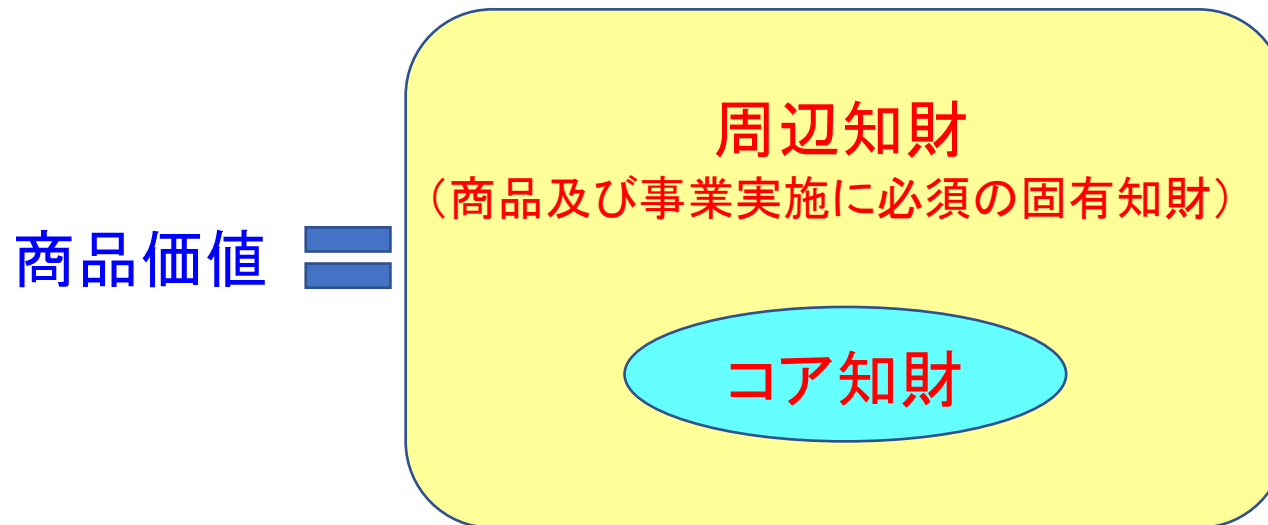


無形資産は使っても減らず、使うほど儲かる(独占パラドックス)

知財利益を担保する知財(IP)コードの表記認知普及
知財利益の飛躍的増大(=知財ブランドモデル)

商品価値に占める知財と活用戦略

商品価値を担保する知財＝コア知財(基本)＋周辺知財



知財活用戦略の要諦

- ◎コア知財のデファクト化(ブランド化、安価&無償)
- +
- ◎周辺知財を世界中にライセンス(知財利益獲得)

知財 (IPコード) の特徴と活用

～ 知財コード表記による知財利益 (知財ブランドモデル) ～

世界初の知財 (IP) コードの特徴 (役割)

1. 先使用权確保
2. 知財使用商品の表記 (知財ブランドによる知財利益)
3. ニセモノ対策 (不正競争防止法等)
4. 国民の知財意識の向上など

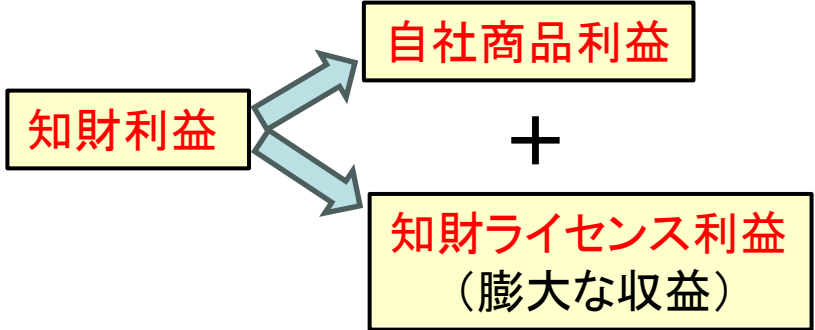
知財 (IP) コードの表記例



SIR 知財登録認証番号
(知財 (IP)コード)
G3920000101000095

知財の種類 → G3920000101000095
日本国コード メーカーコード 情報番号

知財利益獲得への応用



知財は収穫逓倍で、使っても減らない。
当該商品に係る知財情報をパッケージ
(グループ知財登録)にして世界中で活用

不正競争防止法によるWTO加盟国での保護措置

1. 非属地権としての不正競争防止法(WTOにあるTRIPS協定:知財保護協定)

特許や商標のように特許庁に出願して保護する産業財産権は国ごとの属地権。
不正競争防止法はWTO加盟国で刑事と民事で保護される非属地権(国境を超える知財権)。

2. WTO加盟国において不正競争防止法違反があった場合は、その国の警察や検察に対して、捜査や処罰を求めることができる。刑事措置から始めて、民事(損害賠償)へと展開する。

- ①**通報**: 当該国の警察や検察の知財侵害に関する専門部署に手持ち証拠をもって通報。
- ②**捜査**: 国により捜査範囲や方法は異なるが基本的に証拠収集や関係者の取調べに移行。
- ③**処罰**: 不正競争防止法違反が確認された場合は刑事罰や行政罰が科せられる。
- ④**損害賠償請求**: 当該国の弁護士(代理人)に相談して、刑事処罰を証拠として、損害額を算定し、損害賠償請求を行う。
刑事処罰が下された場合は、裁判も短く、和解で解決する場合も多い。

注記: 不正競争防止法は、経産省知財政策室が担当部署であるが、自分たちの啓発活動に対する効果としての刑事及び民事事件の把握が全くない(PDCAなし)。

議題2 研究不正と詐欺特許(公正社会に向けて)

◎元阪大法学部知財センター長事件のけじめ

- ・阪大当局(法学部及び阪大本部)による安易な妥協
- ・総長通達もなく和解ともみ消しは許されるか?再発防止?

◎STAP細胞事件と特許問題(詐欺行為の疑い)

- ・公費による不正研究及び国際特許出願問題は未解明

○詐欺特許(特許法第197)刑事事例づくり

- ・詐欺特許や詐欺表示の蔓延(詐欺商法の歯止め)

討 議

詐欺特許等に対する刑事処罰(日本初の事例づくり)

1. 詐欺特許(詐欺行為の罪)

特許法197条:詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、又は審決を受けた者は、懲役3年以下又は罰金300万円以下の刑罰が科せられる。

詐欺の行為とは、虚偽の事実やデータや図面等を含む捏造や改ざん等。

特許法201条の両罰規定により、特許権者が法人の場合は、1億円以下の罰金。

公訴時効は3年(検察が提訴する日からさかのぼり3年以前の事件は時効成立)。

特許庁に問い合わせたところ、詐欺特許による裁判事例はないが、証拠が明白な場合は立件できる。

◎詐欺特許での刑事裁判はないようである。

2. 詐欺表示(虚偽表示の罪)

特許法198条:特許等の**虚偽又は紛らわしい表示(商品、包装物、宣伝)**に対し、特許法197条と同罰。特許出願中は問題ないが証拠が明白な場合は立件可能。

3. 特許侵害(侵害の罪)

特許法196条:特許権又は専用実施権を侵害した者は10年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金、又はこれを併科する。特許法201条の両罰規定により、法人の場合は3億円以下の罰金。

◎特許侵害での刑事裁判はない。

特許侵害は言葉の解釈問題になり刑事裁判にそぐわないためか?

みなし侵害(間接侵害:そのモノにしか使わない部品、生産)の場合は半分の罰則。 14

告 発 状

令和 年 月 日

大阪地方検察庁検察官 殿

告発人 住所 ○○○○

氏名 ○○○○

電話番号 ○○○○

被告発人 住所 住居不詳

氏名 ○○

職業 元○○大学○○センター長

電話番号 不詳

第 1 告発の趣旨 (。。罪を明記)

被告発人の下記告発事実に記載の所為は、○○大学に虚偽の申請等をして交通旅費等をだましとった詐欺罪（刑法 2 4 6 条）並びに業務上の地位を利用して金銭を得た業務上横領罪（刑法 2 5 3 条）に該当すると思料しますので、厳正な捜査の上、厳重に処罰されたく、告発致します。

第 2 告発事実 (ここが最も重要)

刑事法令が定める構成要件に該当する事実（誰が、いつ、どこで、誰に、何をして、どのような結果が生じたかなど）を具体的に特定し、証拠に基づいてわかる範囲で説明すること。

第 3 告発に至る経緯

。。。、なお最後に、告発人は、捜査に関して全面的な協力し、捜査機関の指示ないし許可なく取下げしないことを、お約束致します。

証拠資料

添付書

警察・検察への告訴・告発

- ◎刑事訴訟法第241条に告訴告発は書面又は口頭で行い、口頭の場合は調書を作成。捜査機関は原則として受理する義務を負う(東京地裁昭和54年3月16日判決)
- ◎検察が起訴(裁判提訴)した場合の有罪率は99.9%、現実には起訴ハードルは高い。

受理されない理由:以下のいずれも外的で、告訴・告発を取り下げべきでない

1. 証拠が足りないと判断⇒裁判所が判断するもので理由にならない
2. 犯罪に該当しないと判断⇒裁判所が判断すべきもので理由にならない
3. 民事不介入と判断⇒詐欺等の犯罪性があれば刑事事件として介入
4. 犯罪事実が判然としない⇒犯罪事実が特定されていれば捜査義務がある
5. 被害が軽微⇒いかに軽微でも犯罪は犯罪であり不受理理由にならない
6. 犯人特定が困難⇒論外、捜査機関の職務放棄に等しい
7. 捜査機関の多忙とリソース制限⇒ここが本音だが、職務放棄に等しい?



何故受理しないのか明確な理由を求める。更に、警察監査室や国家賠償請求等へ

◎不正競争防止法で刑事告訴するメリット:刑罰による強いアクション、法人にも適用可

- ・周知表示混同惹起行為
- ・著名表示冒用行為
- ・形態模倣商品提供行為
- ・営業秘密の侵害
- ・誤認惹起行為(優良誤認、産地偽装、特許表示等含む)他

本日のまとめ

- ◎協会2035年アクションプランにより最高の知財パラダイムシフトを目指す。
SIRプラットフォーム(知財インテリジェンス基盤)の構築・展開&知財AI開発
⇒2025年度から知財預かりやニセモノ対策サービス等の開始予定。
⇒知財(IP)コードのデファクト化(産業財産権及び著作権を含め知財統合)

- ◎社内にある価値ある無形資産(IA)を把握し、これを知財(IP)にする。
⇒協会知財登録は、特許庁出願と比べて大幅に優れている。
極論すると、協会知財登録だけで世界中で保護活用が可能。
刑事対応から始めるべき、協会はこのアクションをサポート。

- ◎利益の考え方を知財利益に変えること、知財登録並びに知財(IP)コード表記によって知財利益及び知財ROIの飛躍的向上が図れることを検証する。
⇒この実証研究に多数の参画をお願いします。

- ◎不正研究、詐欺特許、詐欺表示があふれている。
⇒(公正健全社会の実現に向けて)詐欺特許の日本初事例に挑戦。

- ◎知財マネジメントについてお困りごとやご相談あればいつでも対応します。
⇒ホームページのお問い合わせから。